

令和5年度

事業名： 安茶工業団地造成事業

預託公社(委)第2号

委託名：

安茶工業団地実施設計業務委託

場所： いちき串木野市川上地内

## 特記仕様書

いちき串木野市土地開発公社

## 第1章 総則

第1条 本特記仕様書は、下記業務において適用する。

事業名:安茶工業団地造成事業

委託名:安茶工業団地実施設計業務委託

場所:いちき串木野市川上地内

第2条 本業務は、当該箇所の造成を行ない、本市の特色である「食」に関する産業集積を目的として、新たに工業団地を整備するものである。併せて、産業振興と雇用創出を推進し、人口減少や少子化対策を図ることを目指すものである。

なお、速やかに工事着手するために関係機関等との調整が不可欠であることを留意すること。

第3条 本業務の工期は、契約日から令和6年8月30日までとする。ただし、関係機関との協議に時間を要す場合など、工期を延伸する必要がある場合は協議するものとする。

第4条 本業務の設計費積算は、「設計・調査及び測量業務標準歩掛(鹿児島県)」を積算基準とし、算定している。また、委託数量は、別紙「数量総括表」の「設計数量」とおとりとする。なお、設計費及び数量に変更を生じた場合は、協議のうえ、契約変更の対象とする。

第5条 本業務の履行にあたっては、目的物が各種基準及び仕様に適合し、かつ、所定の強度、耐久性、経済性、施工性、美観、環境等の諸条件を満足するように、最高の技術を駆使して総合的な判断により行うこと。

第6条 受注者は、本業務の履行にあたって知り得た情報を監督職員の承諾なくして第三者に漏らしてはいけない。また、製作者、施工業者等に下請けさせてはならない。

第7条 成果品はすべていちき串木野市土地開発公社(以下「公社」という。)の所有とし、公社の許可を受けずに他に公表、貸与又は使用してはならない。

第8条 委託時に公社から提供した資料は、業務完了後、成果品とともにこれを返却すること。

第9条 本業務委託の前払金は、30%の範囲内で支払うことができる。

第10条 受注者は、行政や権利者等の個人情報等の漏洩防止について、業務実施計画書に情報セキュリティに関する対策について記載するものとする。

第11条 受注者は、受注時又は変更時において業務請負代金が100万円以上の業務について、受注、変更、完成時の業務実績情報を(一財)日本建設情報総合センターが運営する業務実績情報システム「テクリス」に登録すること。

2 登録に際しては、システムの「メール送付の承諾」を「有り」にし、登録内容についてメールにて監督員の確認を得ること。そののちは速やかに登録を行い、登録内容確認書を提出すること。

3 テクリスへの登録は、契約後又は工事完成後に、土日祝日等を除く10日以内に行うこと。ただし、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。

第12条 受注者は、管理技術者、照査技術者及び主任担当技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、経験豊富で本業務に適切な資格を有する技術者を配置しなければならない。

特に造成事業における実施設計業務である事と、工事着工に向けた円滑な事業実施に向けた業務であるため、受注者は管理技術者、主任担当技術者については、以下に示す資格を有する技術者を配置させなければならない。

- 1 管理技術者:技術士(建設部門:道路)
- 2 担当技術者:技術士(建設部門:都市及び地方計画)  
技術士(建設部門:施工計画、施工設備及び積算)

## 第2章 設計

第13条 設計にあたっては、契約書及び図面によるほか、本仕様書並びに次の最新の法令、指針及び基準により実施すること。なお、下記に抛り難い場合又は記載なき場合は、監督職員と協議の上、国土交通省等の設計要領に準拠することができる。

- 1 いちき串木野市道の構造の技術的基準に関する条例(いちき串木野市)
  - 2 道路構造令
  - 3 河川砂防技術基準(国土交通省)
  - 4 道路土工の各指針(日本道路協会)
  - 5 設計業務等共通仕様書(鹿児島県)
  - 6 大規模開発に伴う調整池設置基準(案)(鹿児島県)
  - 7 その他の指針、便覧及び要綱
- 2 成果物においては、排水機能や施工性、耐久性、景観性、安全性を考慮し、かつ維持管理を容易に行うことができ、経済性(イニシャルコストやライフサイクルコスト)にも優れたものを比較検討して採用すること。
  - 3 コスト縮減については、項目及び内容を詳細に整理すること。
  - 4 成果品には参考とした文献等の写し又は、頁数などを記載し、分かりやすい成果品作りに努めること。
  - 5 本業務と併行して「内水氾濫浸水対策事業」で、「八房地区樋門実施設計業務委託」を発注することから、造成区域からの排水は新たに設置予定の樋門を利用する予定である。したがって、「八房地区樋門実施設計業務委託」の受注者と協力し、公共施設管理者との事前協議の完了に努めること。
  - 6 本業務の造成面積については、「安茶工業団地用地測量業務委託」を別途発注することから、排水計画等を踏まえた事業用地エリアの確定を早々に行い、開発行為申請(都市計画法第29条)の範囲を確定する必要がある。
  - 7 その他、関係機関との協議により計画の一部見直し等もあるため、想定される疑義等は事前に整理するとともに、早々の回答ができるよう留意すること。

第14条 本業務の業務内容は以下のとおりとする。

- 1 作業数量
    - 地区面積:2.9ha
    - 道路延長:0.18m(交差点2箇所)
    - 給水延長:0.20km
    - 排水延長:0.18km
    - 公園緑地:1箇所
- なお、上記数量については基本設計成果を基に計上したものであるため、実施設計成果において数量更正等があるものとする。

## 2 実施設計

当該事業の開発許可取得後の速やかな工事実施に向けた、実施設計を行い工事実施に必要な詳細図書の作成を行うものとする。なお、作業の実施に当たっては、開発申請に向けた申請資料の作成と併せて、当該事業の工事実施に向けて施工計画及び施工方法等について綿密に検討するものとする。

- 1) 設計計画
- 2) 図面作成(敷地造成・開発行為申請に必要な図面)
  - ・敷地造成図面
  - ・構造物設計(各種構造計算・安定計算を含む)
  - ・開発行為申請に必要な図面
  - ・施工計画図
  - ・その他、関係図面
- 3) 開発行為申請書作成協議(都市計画法第 29 条)
  - ・事前協議(資料作成を含む)
  - ・開発申請手続き(修正作業等を含む)
- 4) 公共施設管理者協議
  - ・道路(県道、市道、交差点部は交差点協議を含む)
  - ・河川(2 級河川八房川)
  - ・法定外公共物(里道、水路)
  - ・給水施設(上水道)
  - ・土壌汚染対策法(法 4 条届出)
  - ・その他、関係法令により規制のあるもの

## 3 打合せ

各種設計を行なうにあたり打合せ協議(初回、中間3回、完成)を行なうこと。なお、その他関係機関との協議に必要な図書作成についても、本業務に含まれるものとする。

## 第3章 検査

第15条 監督職員は各種測量及び計算について、必要と認める場合には任意の箇所の確認を行う。

第16条 実測及び提出成果品の検査の結果、不良箇所があった場合は再測及び再計算を行い、再提出すること。

第17条 成果品引渡し後において、受注者の責任に帰すべき誤りが発見され、監督職員がこの訂正を要求した場合においては、速やかに訂正すること。

#### 第4章 成果品

第18条 成果品として、次の書類を提出すること。提出にあたっては、図面については A1 判一式と見開き A3 版 1 部とし、報告書については A4 版 3 部とする。また、最終版の電子データ(成果品 PDF、CAD データ、数量表等)を提出すること。

- 1 報告書
- 2 測量計算書
- 3 検討書
- 4 設計図
- 5 設計計算書
- 6 数量計算書(流量計算書および排水計画図)
- 7 打合せ記録簿
- 8 その他

#### 第5章 その他

第19条 受注者は、契約書に定められる工程表のほか、業務計画書及び実施工程表等の以下書類を監督職員に提出すること。

- 1 着手届
- 2 管理技術者等選任通知書(技術者経歴書添付)
- 3 工程表
- 4 業務計画書(実施工程表含む)
- 5 その他監督職員が必要と認める書類

第20条 本業務の実施にあたって、適正な設計を円滑に行うため、監督職員と常に密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際に相互に確認すること。

2 初回と納品時には、管理技術者が立会うこと。

第21条 閲覧図書及び本特記仕様書に明記されていない事項や、本業務に関して疑義を生じた場合は監督職員と協議し、その指示に従うこと。

第22条 測量調査設計の中で、占用物件については調査し、図面等に明記すること。また、占用者と事前に協議を行うこと。